

平成30年3月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	南多摩運送株式会社（法人番号：4010101003822） 代表者岸本孝行
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	（事業者） 東京都八王子市八日町9-12 （相模原営業所） 神奈川県相模原市南区古淵3-18-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者 に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	平成29年9月5日、定期的な監査を実施。3件の違反が認め られた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15 条第3項)、(2)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業 運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(3)運行管理補助 者の選任届出違反(運輸規則第68条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	香取中央交通株式会社 (法人番号：4040001091741) 代表者木村幸生
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県香取市小川字谷ノ山1320-4 (本社営業所) 千葉県香取市小川字谷ノ山1320-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 220日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年7月25日及び平成29年7月26日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2) 運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3) 疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(4) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(5) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6) 初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8) 定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条第1号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 22点 当該事業者の累積点数 22点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	麗星観光産業株式会社（法人番号：9040001087842） 代表者周麗偉
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 千葉県松戸市根本79谷口ビル2F （本社営業所） 千葉県松戸市栄町4-1148-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 160日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成29年8月15日及び平成29年8月22日、事業譲渡を受けたことを端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1) 営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2) 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3) 疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(4) 点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6) 初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 16点 当該事業者の累積点数 16点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ムツミ観光自動車 (法人番号：1050002016055) 代表者小松崎勝夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県石岡市柿岡2989-1 (本社営業所) 茨城県石岡市柿岡2989-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年6月21日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	日立電鉄交通サービス株式会社 (法人番号: 6050001023502) 代表者任田正史
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県日立市千石町2-14-10 (日立南営業所) 茨城県日立市留町1270-55
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年7月20日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	さくら自動車株式会社 (法人番号: 9050001010209) 代表者中山亨子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県稲敷郡美浦村信太字信太原2869-1 (本社営業所) 茨城県稲敷郡美浦村信太字信太原2869-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年9月13日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社北茨城観光バス (法人番号: 1050002032382) 代表者根本尚信
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県北茨城市関南町関本下938-2 (本社営業所) 茨城県北茨城市関本町関本中2891-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年9月27日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(5)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(6)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年3月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年3月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社秋商観光バス (法人番号: 8060002030370) 代表者秋山泰重
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県下野市下坪山528 (本社営業所) 栃木県下野市上坪山639-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 160日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年8月30日及び平成29年9月6日、定期的な監査を実施。7件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条第1号)、(6)整備管理者選任及び解任の未届出(道路運送車両法第52条)、(7)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 16点 当該事業者の累積点数 16点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)